平成２３年（フ）第１０４号
福島県いわき市鹿島町米田字塙２番地の14
債務者　佐々木行丸
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７２号
茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目2649―１、前住所茨城県守谷市本町516番地の３
債務者　貝塚喜代春
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
茨城県取手市台宿２丁目16番15―201号エステートピア倉持３
債務者　藤浪　康子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
茨城県龍ケ崎市若柴町3096番地１長沼ハイツ202号室
債務者　永井美佐代
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
茨城県龍ケ崎市長山７丁目１番地４エリームＤ棟202号室、前住所茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地５ライフヒルズ星の郷
債務者　沼本かつ枝
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
茨城県龍ケ崎市長山４丁目６番地６
債務者　久保田孝子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
茨城県龍ケ崎市中根台２丁目３番地12
債務者　齋藤　圭子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
千葉県柏市松葉町２丁目24番地５
債務者　村石　宏子（旧姓磯和）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４０２号
千葉県松戸市小金上総町３番地の８　ビレッジ「K」ＫＡＭＥＩ―Ｄ202号
債務者　有我　康弘
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４０８号
千葉県柏市大室256番地５
債務者　赤石　秀雄
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４１２号
千葉県松戸市大橋309―１　モンシェリーＢ５、住民票上の住所千葉県船橋市宮本６丁目22番15―102号
債務者　境野　祐志
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４２１号
千葉県鎌ケ谷市東中沢４丁目９番13号
債務者　秋庭　孝一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４２２号
千葉県鎌ケ谷市東中沢４丁目９番13号
債務者　秋庭　宏美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４２５号
兵庫県尼崎市口田中１丁目５番12号　ウイズ口田中301号
債務者　岡本　雄子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６７号
兵庫県尼崎市田能４丁目17番13―402号
債務者　山本成弘こと　鄭　　成弘
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５１号
兵庫県西宮市今津二葉町５番33号　サニーハイム203号、前住所兵庫県西宮市生瀬武庫川町２番３―1111号
債務者　小川　伸一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―206号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―408号
債務者　三村　誠子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係